

## 三次市公告第 1 1 0 号

三次市立三次小学校改築工事基本・実施設計業務委託について，公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので，次のとおり公告する。

令和 4 年 7 月 1 日

三次市長 福 岡 誠 志

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

三次市立三次小学校改築工事基本・実施設計業務

#### (2) 業務内容

三次市立三次小学校改築及び放課後児童クラブ新築工事に伴う基本・実施設計業務

#### (3) 履行期間

契約締結の翌日から令和 5 年 6 月 3 0 日（金）まで

### 2 参加資格及び評価基準

#### (1) 参加表明書の提出者の資格要件

このプロポーザルに参加することができる者は，次に掲げる要件を全て満たすものであること。

ア 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条の規定に基づく，一級建築士事務所の登録を受けたもの

イ 令和 3 年度・4 年度三次市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資

格者名簿に記載され、「建築一般」に部門登録があるもののうち、希望業務として「意匠」を選択しているもの

ウ 広島県の令和3年度・4年度の測量・建設コンサルタント業務（建築関係建設コンサルタント業務）の「建築一般」又は「意匠」の入札参加資格の認定を受け、かつ格付がAに認定されているもの

エ この公告の日から契約までの間においても、三次市の指名除外措置を受けていないもの

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した場合にあっては、裁判所からの更生手続開始決定がされている者

キ 広島県内に本社・本店を有しているもの

ク 他の設計共同体の構成員や協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないもの

ケ 市税等を完納しているもの

コ 過去20年以内に小・中・高等学校の新築工事の実施設計を受注し、その施工が問題なく完了している実績があるもの

(2) 参加表明書を評価するための評価基準

「参加表明書の評価基準」による。

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

「技術提案書の評価基準」による。

### 3 手続等

(1) 担当課

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

三次市教育委員会事務局 学校教育課

電話0824-62-6344 ファクシミリ0824-62-6288

電子メール [gakkou@city.miyoshi.hiroshima.jp](mailto:gakkou@city.miyoshi.hiroshima.jp)

(2) 説明書の交付期間及び交付方法等

ア 交付期間

令和4年7月1日（金）から令和4年8月10日（水）まで

イ 交付方法

三次市ホームページからのダウンロードを原則とする。

なお、希望する者には、次のとおり交付及び郵送を行う。

(7) 交付場所・申込先

(1)の担当課に同じ。ただし、上記交付期間の三次市の休日を定める条例（平成16年三次市条例第2号）に基づく市の休日を除く毎日9時から17時15分まで

(i) 郵送を希望する場合

切手を貼付し、返信用封筒に送付先のあて先を記入して、(1)の担当課に申し込むこと。（郵送する資料は日本工業規格A列4番の用紙75枚程度（約300g））

(3) 参加表明書の受付期間等

ア 受付期間

令和4年7月6日（水）から令和4年8月10日（水）まで

イ 提出場所

(1)の担当課に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送による。

(4) 技術提案書の受付期間等

ア 受付期間

令和4年7月11日（月）から令和4年9月1日（木）まで

イ 提出場所

(1)の担当課に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送による。

#### 4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 (1)の担当課に同じ。

(4) 詳細は, 三次市立三次小学校改築工事基本・実施設計業務の公募型プロポーザル説明書による。